

湯沢市国土利用計画

平成 22 年 3 月

湯 沢 市

目 次

前文

第 1	市土の利用に関する基本構想	1
1	市土利用の基本方針	
2	地域類型別の市土利用の基本方向	
3	利用区分別の市土利用の基本方向	
第 2	市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	8
1	市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
2	利用区分ごとの地域別概要	
第 3	第 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	14
1	公共の福祉の優先	
2	国土利用計画法等の適切な運用	
3	地域整備施策の推進	
4	市土の保全と安全性の確保	
5	環境の保全と美しい市土の形成	
6	土地利用転換の適正化	
7	市土の有効利用の促進	
8	多様な主体の参画・連携	
9	土地に関する調査の推進及び計画の点検	

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づき、湯沢市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する基本的な事項を定めるものであり、全国の区域及び秋田県の区域について定める国土の利用に関する基本的な事項についての計画（以下「全国計画」及び「秋田県計画」という。）を基本として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づく湯沢市総合振興計画の基本構想に即して策定するものです。

なお、この計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの関係法令との整合性を図るとともに、将来の市土利用をめぐる社会的・経済的な情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

第1 市土の利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

(1) 市土利用の基本理念

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、市民生活及び地域の発展と深いかかわりを持っています。

したがって、市土の利用にあたっては、市民の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

(2) 市土の特性

平成17年3月22日の市町村合併により誕生した本市は、市土面積790.72km²を有し、平成19年における土地利用の状況は、農用地8.7%、森林80.9%、原野1.5%、水面・河川・水路3.0%、道路2.1%、宅地1.7%、その他2.1%となっており、自然的土地利用の占める割合が非常に高い地域となっています。

本市の自然特性としては、秋田県の南東部に位置し、東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、県内最大河川である雄物川の源流部を擁し、雄物川とその支流である皆瀬川や役内川沿いに県内有数の穀倉地帯が形成されています。

宮城県、山形県の両県に接する県境付近の西栗駒一帯は、栗駒国定公園に属し、木地山のコケ沼湿原植物群落など、次世代へ引き継ぐべき豊かで貴重な自然環境が形成されています。

また、小安峡温泉・秋の宮温泉郷・泥湯温泉などの豊富な温泉資源や再生可能でクリーンなエネルギーである地熱などの自然エネルギー資源にも恵まれており、上の岱地熱発電所による発電が行われています。

道路交通網・地場産業については、国の伝統的工芸品に指定される川連漆器や稲庭うどん、湯沢の銘酒などの特色ある地場産業を有しており、高規格道路である一般国道13号湯沢横手道路の雄勝こまちインターチェンジまでの供用開始により、市内外の地域との交流・連携による交流人口や物流の拡大による地域経済の活性化が期待されています。

このような市土の特性や長い歴史に育まれた伝統文化の中で、先人からの創意工夫によって培われた地域資源を活かし、本市のまちづくりの基本理念に即した総合的かつ計画的な市土の利用が重要となります。

(3) 市土をめぐる基本的条件の変化

今後の市土の利用を計画するにあたっては、本市の地域特性に加えて、人口減少社会と少子高齢化の進展、低炭素社会の実現、市民参画型の協働のまちづくりの展開、地方分権と厳しさを増す財政状況など、長期にわたる内外の時代潮流の変化を基本的条件として考慮する必要があります。

(人口減少社会と少子高齢化の進展)

人口減少社会と少子高齢化の進展は、都市部への人口流出とあわせて、過疎化にもなう地域コミュニティの機能低下、雇用機会や労働力の減少による地域産業の低迷など、地域の生活及び生産のあらゆる面に大きな影響を与えるものと予測されます。

本市の人口構成で最も構成比率の高い団塊の世代が退職期を迎えていることから、こうした時代潮流に対応した持続可能な市土の利用が重要となります。

(低炭素社会の実現)

地球規模での環境問題が顕在化し、低炭素社会の実現が急がれるなかで、農用地や森林のもつ市土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの多面的機能や健全な水循環系の自然浄化機能などが持続的に発揮できるように、経済社会活動と自然環境が調和した環境負荷の少ない市土の利用が求められています。

当市の豊かな自然環境をよりよい状態で次世代に引き継ぐために、自然環境に配慮した循環と共生を重視した市土の利用が重要となります。

(市民参画型の協働のまちづくりの展開)

地域が抱える問題の解決や魅力あるまちづくりを推進するため、市民や NPO、ボランティア団体などと行政がお互いの役割分担を確認し、協働してまちづくりを実践しようとする参加・協働のまちづくりが展開されています。

人口減少や人口流出などにより、地域コミュニティの機能低下や人の手の入らない森林や耕作放棄地の増加などが懸念されるなかで、地域の特性を活かした地域コミュニティ機能の維持を図りつつ、多様な主体と行政が協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた市土の利用が重要となります。

(地方分権と厳しさを増す財政状況)

地方分権と厳しい財政状況が急速に進んでいるなかで、地域が自らの判断と責任において地域経営のあり方を考え、財政の健全化を図りつつ、選択と集中による自立した継続可能な地域経営を推進していかなくてはなりません。

地方分権時代にふさわしい多様な主体と行政との協働のまちづくりの展開により、

地域の特性や創意工夫ある取り組みを活かし、それらを有機的かつ効果的に配置した身の丈にあった市土の利用が重要となります。

(4) 市土利用の基本方針

市土利用の基本方針は、限られた市土資源を前提として、次の事項に留意のうえ、持続可能な市土管理を行うことを基本方針とします。

(市土の有効利用と土地需要の量的調整)

ア 都市的土地利用の高度化

一般住宅や宅地などの都市的土地利用については、人口減少社会と少子高齢化が進展するなかで、市街地の人口密度や市街化圧力の低下が予測され、中心市街地の空洞化、低未利用地の増加が懸念されることから、再開発や再利用による土地の高度利用と低未利用地の有効利用により、計画的に安全で安心して暮らせる住環境整備に努めます。

イ 自然的土地利用の適正な保全

農用地や森林を含む自然的土地利用については、本市の基幹産業である農林業などの生産活動やゆとりある生活環境の場としての役割に配慮し、耕作放棄地などの対応も含めて、自然環境との調和に配慮した適正な利用と保全に努めます。

ウ 計画的な土地利用転換

農用地、森林、原野、宅地等との各利用区分相互間の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易でないことや土地利用転換による自然環境への影響などを考慮して、利用区分内における低未利用地の利用促進を図ることを基本とします。

(市土利用の質的向上)

ア 安全で安心できる市土利用

本市の地域特性からして、土砂・山地災害、豪雪、河川整備など多様な災害対策が求められています。また、人口減少社会と少子高齢化の進展などにより、これまで地域の安全と安心を担ってきた地域コミュニティ機能の低下など、地域社会構造の変化が顕在化してきています。

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な市土の利用を基本として、防災設備・機能の効率的な整備や河川改修などを進めるとともに、農用地や農業水利施設の適正な保全管理、市土の大部分を占める森林の市土保全機能の維持などを図り、市土の安全性の向上に努めます。

イ 循環と共生を重視した市土利用

社会経済活動と自然環境が調和した良好な関係を維持し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、都市的土地利用にあたっては、自然環境に配慮した自然と共生する市土利用に努めます。

ウ 美しくゆとりある市土利用

ゆとりとうるおいのある快適な空間や自然とのふれあいの空間などに対する人々の関心が高まるなか、ゆとりある快適で暮らしやすい生活環境の整備と農山村における豊かな水と緑の環境の確保、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全に努めます。

(市土利用の総合的マネジメント)

市街地における土地利用の高度化、農山村地域における農用地や森林などの有効利用、両地域を通じた低未利用地や耕作放棄地などの利用を促進して、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる調和ある土地利用を進め、地域の自然的・社会的特性を踏まえた市土の有効かつ適切な利用に配慮します。

また、土地利用にかかる地域の特性や創意工夫による取り組みを活かし、土地利用の影響の広域性を踏まえた地域間の適切な調整に配慮します。

さらに、県や市町村による公的な役割の発揮、土地所有者などによる適切な管理に加え、地域コミュニティなどによる多様な主体の参画・連携による直接的、間接的な市土管理につながる取り組みを促進します。

2 地域類型別の市土地利用の基本方向

都市的市土地利用地域、自然的土地利用地域の市土地利用の基本方針は、次のとおりとします。なお、地域類型別の市土地利用にあたっては、相互の関係性があることから、各地域類型を個別にとられるのではなく、相互の機能分担、交流・連携など、地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

(1) 都市的土地利用地域

市街地においては、人口減少社会と少子高齢化が進展するなかで、市街化圧力の低下が予測されることから、再開発や再利用による土地利用の高度化と中心市街地の空洞化、空き地、空き店舗及び空き家などの低未利用地の有効利用を図り、安全・安心で快適な住環境整備と持続可能でコンパクトな市街地の形成が重要となります。

都市的諸施設の整備にあたっては、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用を図り、生活道路の整備などによる安全性の確保に努めます。

また、地域間交通ネットワークの計画的な整備により、拠点性を有する市内外の地域との交流・連携を促進しながら、相互の機能を分担することにより効率的な土地利用を図ります。

新たな土地需要に対しては、土地利用転換の不可逆性と自然環境などへの影響に十分留意しながら、既存の低未利用地の活用を優先させることを基本とします。

(2) 自然的土地利用地域

農山村地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するように、地域の実情に応じた計画的かつ適正な土地利用を図り、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な消費者ニーズに対応した産地の確立、担い手の育成・確保などにより、地域コミュニティ機能の維持を図り、活力ある地域社会を築きます。

このような対応のなかで、優良農用地や森林を確保し、その整備と土地利用の高度化を図り、遊休農用地や耕作放棄地の発生抑制や解消に努めるとともに、地域コミュニティ活動などの複合的な手段を通じて、土地、水、自然などの資源の適切な管理を図ります。

また、自然環境と地域経済活動の調和を図りながら、地域資源を総合的に活用することにより、その両方を持続的に発展させるように、市内外の地域との交流・連携を促進しながら、相互の機能を分担することにより効率的な土地利用を図ります。

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地などについては、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、後世に継承すべきかけがえのない財産として適正に保全します。

3 利用区分別の市土地利用の基本方向

利用区分別の市土地利用の基本方向は次のとおりとします。

(1) 農用地

農用地については、本市の基幹産業である農業の基礎的な土地資源であることから、農業経営基盤の充実・強化と農業生産基盤の整備・維持に努め、都市的土地利用計画との調整を図り、無秩序な開発を防止し、優良農用地の確保に努めます。

また、農用地の有する自然環境の保全、防災性などの多目的機能の維持・増進を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進に努めます。

(2) 森林

森林については、木材生産などの経済的機能のみならず、温室効果ガス吸収源としての役割や市土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養などの多面的機能が持続的に発揮できるように多様で健全な森林の整備と保全に努めます。

市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、市民が憩う自然とのふれあいの場として保全・整備を図り、農山村周辺の森林については、地域社会の活性化や自然環境の保全に配慮しつつ、適正な土地利用に努めます。

原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する自然環境の保全を図るべき森林については、次世代へ引き継ぐ財産として、適正な維持・管理に努めます。

(3) 原野

原野のうち湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地など貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点からその保全に努めます。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、未改修河川地域における安全性の確保、農業水利施設の整備などに必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用に努めます。

水面、河川及び水路の整備にあたっては、県内最大河川の雄物川の源流部を擁することから、健全な水循環系の構築と自然環境の保全に配慮して、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境やうろいのある水辺環境などの多様な機能の維持に努めます。

(5) 道路

一般道路については、交通の安全性、快適性の向上、生活道路としての利便性や冬

期交通の確保に配慮するとともに、市土の有効利用と良好な生活・生産基盤の整備を促進するため、地域間の交流・連携に必要な用地の確保を図り、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上と農用地及び森林の適正な管理、農山村の生活環境の改善を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用に努めます。

なお、一般道路、農道及び林道の整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮します。

(6) 住宅地

住宅地については、人口減少社会と少子高齢化の進展を踏まえ、秩序ある市街地形成・生活の場の確保の観点から、住宅地周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な住環境が形成されるように必要な用地の確保を図ります。

市街地においては、環境の保全や防災上の観点に配慮しつつ、土地利用の高度化に努め、農山村部においては、地域コミュニティの維持を図りつつ、安全性の向上やゆとりとやすらぎのある住環境づくりに努めます。

(7) 工業用地

工業用地については、周辺環境との調和と自然環境、生活環境の保全などに配慮した立地に努め、雇用機会の安定的確保と地域経済の活性化を目指し、工場の立地動向や産業構造の変化などを踏まえて、必要に応じて用地の確保に努めます。

(8) その他の宅地

事務所・店舗等その他宅地については、市街地の再開発や再利用による土地利用の高度化、低未利用地の有効利用、中心市街地における商業の活性化や良好な環境の形成に配慮しながら、必要な用地の確保に努めます。

また、郊外のロードサイド型の大規模集客施設などについては、地域の社会経済構造への広域的な影響や地域の合意形成、周辺地域の土地利用や景観との調和などを踏まえた適正な立地に努めます。

(9) 公用・公共用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、社会福祉施設等の公共施設の用地については、市民生活における重要性和ニーズの多様化を踏まえ、機能的な施設配置と環境の保全に配慮して、必要に応じた用地の確保に努めます。

第2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次を平成28年とし、基準年次を平成19年とします。

(2) 人口及び世帯数

人口及び世帯数については、計画の目標年次である平成28年において、人口48,500人、総世帯数16,500世帯と推計します。

(3) 市土の利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の各地目別区分及び市街地とします。

(4) 規模の目標の設定方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土利用の現況と推移についての調査に基づき、将来推計人口及び需要動向などを勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとします。

(5) 目標年次の規模の目標

市土の利用に関する基本構想に基づく、平成28年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとします。

なお、次表の数値については、今後の社会経済情勢の不確定性などに考慮して、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分	基準年次 平成 19 年	目標年次 平成 28 年	構 成 比		伸び率
			平成 19 年	平成 28 年	28 年/19 年
農 用 地	6,888	6,822	8.7	8.6	99.0
農 地	6,888	6,822	(8.7)	(8.6)	(99.0)
採草牧草地	-	-	-	-	-
森 林	63,968	63,946	80.9	80.9	99.9
原 野	1,175	1,175	1.5	1.5	100.0
水面・河川・水路	2,401	2,416	3.0	3.0	100.6
道 路	1,695	1,719	2.1	2.2	101.4
宅 地	1,307	1,346	1.7	1.7	103.0
住 宅 地	861	872	(1.1)	(1.1)	(101.3)
工 業 用 地	55	55	(0.1)	(0.1)	(100.0)
その他の宅地	391	419	(0.5)	(0.5)	(107.2)
そ の 他	1,638	1,648	2.1	2.1	100.6
合 計	79,072	79,072	100.0	100.0	100.0
市 街 地	-	280	-	-	100.0

(注) 1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

2 利用区分ごとの地域別概要

地域の区分は、市土における自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案して、湯沢地域・稲川地域・雄勝地域・皆瀬地域の4区分とします。

(単位：ha)

地域名	面積
湯沢地域	20,020
稲川地域	6,588
雄勝地域	30,602
皆瀬地域	21,862
合計	79,072



(1) 湯沢地域

本地域の既成市街地は、主要道路交通網である国道 13 号と国道 398 号の結節点に位置し、湯沢雄勝地域の社会経済活動の中心的役割を果たす中心市街地として、行政、商工業、教育・文化機能などが集積する都市的土地利用の高い地域となっており、計画的に秩序ある都市機能基盤の整備に努めます。

また、幹線道路沿いの郊外部では、大型店を含むロードサイド型店舗の立地が進み、宅地と農用地が混在化の傾向にあることから、自然環境と地域経済活動の調和を図り、農林業的土地利用との計画的な調整に努めます。

市街地の周辺地域は、雄物川やその支流である皆瀬川沿いに県内有数の穀倉地帯を形成しており、市街地と農山村環境との調整を図りつつ、無秩序な開発を防止し、効果的な土地利用に努めます。

農用地については、優良農用地の確保を図るものの、宅地や公共施設用地への利用転換、道路改良や河川改修などにより、49ha 程度の減少が見込まれます。

森林については、道路改良や河川改修などにより、9ha 程度の減少が見込まれます。

水面・河川・水路については、河川改修などにより、15ha 程度の増加が見込まれます。

道路については、住宅密集地における住環境整備事業や道路改良などにより、8ha 程度の増加が見込まれます。

宅地については、道路改良などにより 2ha 程度の減少が見込まれるものの、住宅地や郊外型商業施設用地などの需要により、32ha 程度の増加が見込まれます。

また、工業用地については、工場の立地動向と産業構造の変化などを踏まえ、必要に応じて用地の確保に努めます。

その他については、都市計画公園整備や統合学校建設にともなう公共施設用地などにより、3ha 程度の増加が見込まれます。

(2) 稲川地域

本地域は、稲庭地区の日本三銘うどんのひとつである稲庭うどん、川連地区の国の伝統的工芸品に指定される川連漆器や秋田仏壇などの伝統工芸品、三梨地区の銘柄牛である三梨牛や有機米などの農産物、駒形地区の駒形リンゴや大倉ブドウの果樹生産など、それぞれの地区を特徴づける産業が根付いており、地場産業振興の拠点として期待されています。

これらの地域資源を総合的に活用した地場産業の振興を図りつつ、地域の生活利便性と自然環境が調和した秩序ある土地利用に努めます。

農用地については、優良農用地の確保を図るものの、宅地への利用転換、道路改良や地域整備施策の推進などにより、5ha 程度の減少が見込まれます。

森林については、地域整備施策の推進などにより、3ha 程度の減少が見込まれます。

宅地については、住地の需要などにより、3ha 程度の増加が見込まれます。

その他については、地域整備施策の推進や環境衛生施設などによる公共施設用地として、4ha 程度の増加が見込まれます。

(3) 雄勝地域

本地域は、日本三大銀山のひとつであった院内銀山などの史跡や県内最古の温泉である秋の宮温泉郷のほか、県内最大河川の雄物川の源流部を擁し、高規格道路「湯沢横手道路」の雄勝こまち IC までの供用開始により、交流人口の増加と滞在型の観光地づくりが期待されています。

これらの地域資源を総合的に活用した観光振興を図りつつ、地域の生活利便性と自然環境が調和した秩序ある土地利用に努めます。

農用地については、優良農用地の確保を図るものの、宅地への利用転換や道路改良などにより、9ha 程度の減少が見込まれます。

森林については、院内道路の整備や道路改良などにより、6ha 程度の減少が見込まれます。

道路については、院内道路の整備や道路改良などにより、10ha 程度の増加が見込まれます。

宅地については、道路改良などにより 1ha 程度の減少が見込まれるものの、宅地の需要などにより、2ha 程度の増加が見込まれます。

その他については、地域整備施策の推進などによる公共施設用地として、3ha 程度の増加が見込まれます。

(4) 皆瀬地域

本地域は、栗駒国定公園の西の麓に位置し、地域面積の約 9 割を占める山林原野や地域の中央を貫流する皆瀬川や湖沼群は、特定植物群落や野生生物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成していることから、これらの貴重な自然環境の保全と活用を図り、小安温泉郷を中心とした観光地づくりが期待されています。

これらの地域資源を総合的に活用した観光振興を図りつつ、地域の生活利便性と自然環境が調和した秩序ある土地利用に努めます。

農用地については、優良農用地の確保を図るものの、宅地への利用転換や道路改良などにより、3ha程度の減少が見込まれます。

森林については、林道の整備や道路改良などにより、4ha程度の減少が見込まれます。

道路については、林道の整備や道路改良などにより、5ha程度の増加が見込まれます。

宅地については、宅地の需要などにより、2ha程度の増加が見込まれます。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるように努めます。

このため、各種規制措置や誘導措置等を通じた総合的な対策の実施に努めます。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整と適正かつ合理的な土地利用の確保に努めます。

3 地域整備施策の推進

市土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた経済・産業基盤や都市基盤の整備を図ります。道路などの生活関連施設の整備により、それぞれの地域の機能、役割の有効利用や補完を図り、効率的かつ機能的な施設配置と土地利用に努めます。

4 市土の保全と安全性の確保

市土の保全と安全性の確保のため、地域防災計画の策定や湯沢市ハザードマップの作成、消防活動組織の強化、治水施設などの整備など、ハードとソフトを適切に組み合わせ合わせた災害などに対する適正な土地利用に努めます。

市街地においては、災害に配慮した土地利用への誘導を図り、地域防災設備の整備、道路拡幅を含めたオープンスペースの確保、道路のバリアフリー化、危険地帯の情報の周知などの対策に努めます。

また、農用地や森林のもつ市土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養などの多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止と森林の適正な管理に努めます。

5 環境の保全と美しい市土の形成

(1) 地球環境保全に向けた取り組み

地球環境保全に向けた取り組みが進められるなかで、地熱、風力、太陽光、雪氷冷熱、バイオマスなどの地域の特性に合わせた新エネルギーに大きな注目が集まってきており、こうした新エネルギーの積極的な活用を目的とした湯沢市地域新エネルギービジョンの策定に取り組んでいます。

また、温室効果ガスの吸収源となる森林や市街地の緑地の適切な保全・整備、ごみの減量化や分別の徹底によるリサイクル率の向上、廃棄物の不法投棄などの不適正処理の防止などを推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けた土地利用に努めます。

(2) 生活環境の保全

生活環境を保全するため、住居系、商業系、工業系などの都市計画法の用途区分に応じた適正な土地利用に努めます。

また、地域の特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、美しく良好な街並み景観や市街地周辺の緑地、水辺景観の保全、農山村の田園風景や里山の景観の保全など、美しくゆとりある景観の維持に努めます。

埋蔵する文化財や名勝、史跡などについては、後世に伝えるべき先人の遺産として、その保全・維持に努めます。

(3) 自然環境の保全

豊かな自然との共生の実現を目指し、すぐれた自然や学術的・歴史的に貴重な地域については、長期的視点から、土地利用を規制する区域の設定などを行い、開発行為の規制措置を講じて、その保全・維持に努めます

二次的な自然については、適切な農林業活動や地域住民を含む多様な主体の参画による保全活動を促進し、そのために必要な基本的条件の整備などを通じて自然環境の維持に努めます。

また、農用地や森林の適切な維持管理、水辺地などの保全による河川、湖沼の自然浄化能力の維持、地下水の適正な利用などを通じ、水環境への負荷を低減して、健全な水循環の確保に努めます。

6 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性や影響の大きさに十分留意したうえ、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、その他の自然的、社会的条件を勘案しながら適正に行います。

(1) 農用地の利用転換

農用地の利用転換については、今後とも住宅地、道路などへの転換が進むものと予想されますが、食料生産の確保、生産性の向上、農業経営の安定や地域の景観・自然環境などに与える影響に配慮して、都市的土地利用との計画的な調整を図り、無秩序な開発を抑制し、優良農用地が確保されるように努めます。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換については、市土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養などの森林の有する多面的機能の確保や地域の景観・自然環境の保全などに配慮して、周辺との土地利用の調整を図ります。

(3) 大規模な土地の利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶことを考慮して、周辺環境について十分な事前の調査を実施し、市土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮した適正な土地利用に努めます。

また、地域住民との合意形成など、地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、関係法律などの適正な運用により、計画的に土地利用の調整を図ります。

(4) 土地利用の混在化の防止

農用地と宅地が混在する地域での土地利用転換については、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保できるように計画的に調整を行って、土地利用の調和を図ります。

7 市土の有効利用の促進

(1) 農用地

農用地については、湯沢農業振興地域整備計画に基づき、農業経営基盤の充実・強化と農業生産基盤の整備・維持を計画的に推進するとともに、認定農業者の育成や集落営農、新規就農者への支援による担い手の確保、農用地の流動化による利用集積の促進などにより、耕作放棄地の発生防止と優良農用地の確保に努めます。

また、グリーンツーリズム活動による都市農村交流や環境保全型農業の推進など、多様なニーズに対応できる農用地の多面的活用に努めます。

(2) 森林

森林については、湯沢市森林整備計画に基づき、木材生産などの経済的機能のみならず、温室効果ガス吸収源としての役割や市土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養などの多面的機能が持続的に発揮できるように森林の荒廃を防止し、多様で健全な森林の整備と保全に努めます。

また、市民が憩う自然とのふれあいの場として、森林公園などの維持・整備を図り、森林の多面的活用に努めます。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水、農業水利施設や上下水処理施設の整備と施設の適切な維持管理・更新を通じて、自然の水質浄化作用などの健全な水循環と自然環境の保全に努めます。

(4) 道路

道路については、交流人口と物量の増加、利便性の向上と安全性の確保のため、それぞれの地域がその特性を十分に発揮しながら、土地利用のうえで相互の機能を分担・補完しあえるように計画的に幹線道路、生活道路の整備に努めます。

また、市民が安全で安心して通行できるように歩道の整備やバリアフリー化などを進めるとともに、地域の実情に応じた生活交通を確保するため、地域公共交通の構築に取り組みます。

(5) 宅地

住宅地については、人口減少社会と少子高齢化の進展するなかで、住宅地需要を予測することは難しいものの、低未利用地などの活用による市街地の再利用・再開発を促進して、持続可能でコンパクトな市街地の形成、防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保に努めます。

工業用地については、周辺環境との調和と公害防止、既存の工業団地の有効活用を図り、工場の立地動向や産業構造の変化などのニーズを踏まえて、必要に応じて用地の確保と適切な立地に努めます。

また、農商工が連携して地域資源を総合的に活用することで、新たな地場産品の開発などが促進され、地場産業の振興による地域経済の活性化が図られるように、地域間の有機的な連携に配慮した用地の確保と適切な立地に努めます。

8 多様な主体の参画・連携

これまで地域の安全と安心を担ってきた地域コミュニティ機能の低下などにより、人の手の入らない森林や耕作放棄地の増加などが懸念されるなかで、市民や NPO、ボランティア団体などの多様な主体が市土管理に参画することで、市土管理の水準向上だけでなく、都市と農山村地域の交流などの間接的な効果も期待されます。

このため、行政による公的な役割や土地の所有者による適切な管理に加えて、河川や農業水利施設の保全・維持活動への参加、地産地消の展開による地場流通の促進、緑化活動に対する募金活動など、多様な主体が直接的、間接的な方法で参画・連携する参加・協働による市土管理を推進します。

9 土地に関する調査の推進及び計画の点検

市土の適正かつ有効な利用を図るため、土地に関する基礎的な調査結果の収集、分析に努めます。また、具体的な施策を展開する計画などとの調整を図り、市土利用をめぐる社会的・経済的な情勢の変化を踏まえ、必要に応じて総合的な点検を行います。